



— 景観形成モデル事業 —
— 忍野八海地区 —

【実施区域】

南都留郡忍野村忍草352番地先（鏡池）～

忍草246番地先（ひのでや）の忍野八海周辺

【実施方針】

富士の恵みを受けた清らかな水の質や量を保全していくことは、そのまま忍野らしさの増進につながる。

特に、忍野八海そのものの保全が急務であるとともに、周囲の河川や湧水、池などとともに親しみのある水辺空間を形成し、これまで以上に良好な景観の増進に努める。

【実施経緯】

H24.10 忍野村景観計画を策定
住民協議会の発足
住民協議会 修景計画原案作成



住民事業①



【主な修景内容】

- 垣修景
- 看板修景



住民事業②



【主な修景内容】

- 外観塗装
- 看板修景
- 景観阻害物件撤去
- プランター修景